

改正省工ネ法への対応について

令和5年3月3日

新エネルギー課

再生可能エネルギー推進室

改正省エネ法の概要

- 2050年CNに向けて、①更なる省エネの深掘り、②需要サイドでの非化石エネルギーへの転換、③太陽光等変動再エネの増加などの供給構造の変化を踏まえた需要の最適化が重要であることを踏まえ、2022年5月に省エネ法を改正し、以下の措置を講じている。

①エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネルギーの定義の見直し】

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める。
- 電気の一次エネルギー換算係数は、全国一律の全電源平均係数を基本とする。

② 非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。
- 電気事業者から調達した電気の評価は、小売電気事業者（メニュー）別の非化石電源比率を反映する。

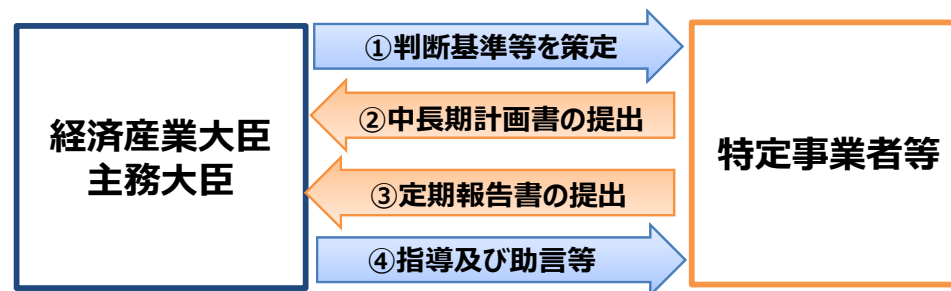
③ 電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化の見直し】

- 再エネ出力抑制時への需要シフト（上げDR）や需給状況が厳しい時間帯の需要減少（下げDR）を促す枠組みを構築。
- 電気事業者に対し、電気需要最適化に資する料金体系等の整備に関する計画作成を求める。
- 電気消費機器（トッランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務

改正省エネ法における非化石エネルギー等の報告方法

2022年10月18日 第2回工場等
判断基準WG 資料 一部加工

- 特定事業者等は、判断基準等に沿って、非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期計画書及び定期報告書を作成、提出する。



<中長期計画書の目標年度>

- 中長期計画書では、**2030年度を目標年度とし、2030年度における数値目標を定める**こととしてはどうか。

<指導及び助言等>

- 政府は、目標に向けた特定事業者等の取組を踏まえ、必要に応じて、指導・助言を行う。また、非化石エネルギーへの転換状況が判断基準に照らして「著しく不十分」とであると認められる場合、関連する技術の水準や非化石エネルギーの供給の状況等を勘案した上で、勧告や公表を行う。
- さらに、非化石エネルギーへの転換を促す観点から、優良な事業者の評価や、予算措置等による支援についても、今後、検討を行う。

非化石エネルギー使用量報告における再エネ証書等の評価例

- 非化石エネルギーの使用量の報告において、国が関与する証書等（グリーン電力・熱証書、非化石証書、J-クレジット等）を使用量として加算（評価）される予定。

【加算（評価）のイメージ】 ※2022/6/8第1回工場WG資料P41 一部加工

エネルギーの種類		エネルギー使用量 【計量単位】	熱量換算		原油換算 エネルギー 使用量【kl】	エネルギー消費原単位		非化石エネルギー使用割合		
			換算 係数	熱量換算値 【GJ】		補正 係数	原油換算 エネルギー 使用量【kl】	補正係数	原油換算 エネルギー 使用量【kl】	うち非化石 エネルギー量 【kl】
化石 燃料	原油【kl】	20.00	38.3	766.00	19.76	—	19.76	—	19.76	0.00
	揮発油【kl】	20.00	33.4	668.00	17.23	—	17.23	—	17.23	0.00
	灯油【kl】	20.00	36.5	730.00	18.83	—	18.83	—	18.83	0.00
	重油【kl】	20.00	38.9	778.00	20.07	—	20.07	—	20.07	0.00
	石炭（原料炭）【t】	20.00	28.7	574.00	14.81	—	14.81	—	14.81	0.00
(略)										
非化石 燃料	黒液【t】	10.00	13.6	136.00	3.51	0.80	2.81	—	3.51	3.51
	木質廃材【t】	10.00	17.1	171.00	4.41	0.80	3.53	—	4.41	4.41
(略)										
電気	電気事業者からの買電【kWh】	1000.00			0.22	—	0.22		0.22	0.11
	電気事業者からの買電のうち、非化石相当分【%】	40.00	8.64	8.64						
	自家発太陽光発電電気【kWh】	1000.00	3.60	3.60	0.09	—	0.09	(2.4)×(1.2)	0.27	0.27
	化石燃料のうち、自家発電電気分【kWh】	1000.00	8.64	8.64					0.22	0.00
	非化石燃料のうち、自家発電電気分【kWh】	300.00	8.64	2.59					0.07	0.07
熱	産業用蒸気【GJ】	20.00	1.17	23.40	0.60	—	0.60	—	0.60	0.00
	自家消費太陽熱【GJ】	5.00	1.00	5.00	0.13	—	0.13	—	0.13	0.13
合計【原油換算（kl）】					99.68		98.10			
自家発電分も含めた電気の使用量の合計【原油換算（kl）】									0.78	0.44
証書等加算分		100.00								0.02
非化石エネルギー使用量										0.46
原油換算係数【kl/GJ】 ※固定値		0.0258								
電気の非化石比率【%】		58.97								

【100kWhの証書を購入した場合】
 $(100\text{kWh}) \times (8.64\text{MJ/kWh})$
 $\times 1/1000 \times 0.0258$ （原油相当量）
 $= 0.02$

$$0.46 \text{ (kl)} \div 0.78 \text{ (kl)} \times 100 = 58.97 \text{ (\%)}$$

改正省エネ法を踏まえた対応検討について

- 改正省エネ法における非化石エネルギーの評価方法については、新設する「工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準」（告示）や定期報告書等の記入要領で詳細を記載する予定。
- グリーン電力・熱証書が同法における非化石エネルギーとして評価するにあたり所用の制度整備が必要であり、上記の状況を踏まえつつ、認証委員会の対応について検討が必要。

【グリーンエネルギーCO2削減相当量認証通知】

年 月 日

御中

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会事務局

グリーンエネルギーCO2削減相当量の認証について

申請のありましたグリーンエネルギーCO2削減相当量について、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会での審査の結果、下記の通り認証しましたので通知します。

認定日 : 年 月 日

削減計画名 :

グリーンエネルギー : tCO2
CO2 相当量

シリアル番号 : XXXXXX-XXXXXX-XXXXXXX ~ XXXXXX-XXXXXX-XXXXXXX

以上

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度では、「グリーンエネルギーCO2削減相当量（tCO2）」のみを認証している。
※申請されたグリーン電力・グリーン熱の申請量の認証は行っていない。